

2 歳児子育て支援事業の実施について

令和 4 年度より京都府による多子世帯等の 2 歳児に係る子育て支援事業の支援を実施致します。
事業概要は、以下の通りです。まずは、事業内容をご覧ください。

◆事業概要

○「手続きの対象者」：次の要件のいずれかに該当する 2 歳児

- ① 多子世帯
- ② 生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯
- ③ 市町村民税所得割課税額 55,700 円未満世帯又は市町村民税所得割課税額 77,101 円未満のひとり親世帯等

**減免の対象期間は、無償化となる満 3 歳児の誕生月の前月までとします。(当月は対象外)
4 月生まれは対象外になります。**

◆補助減免額

- (1) 利用料減免に要する経費を補助基準額とする。ただし、補助基準額の上限は次のとおりとする。
- ・ 保育料 28,000 円から 1 / 3 減免の場合 幼児一人当たり 月額 9,000 円 (上限)
 - ・ 保育料 28,000 円から 2 / 3 減免の場合 幼児一人当たり 月額 18,000 円 (上限)
- (申請書を提出後、確認したのち無償化を迎える誕生月の前月分まで、合算で年度内に返金致します。)

実施例

① 多子世帯

複数の子どもが幼稚園等を同時に利用する場合、小学校第 2 学年以下の子どもを第 1 子とカウントし、第 2 子の利用料の 1 / 3 を減免、第 3 子以降の利用料の 2 / 3 を減免

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	小 1	小 2
例 1			第 2 子 [1/3 減]			第 1 子 <small>(幼稚園・保新・小1等在籍)</small>		
例 2			第 3 子 [2/3 減]		第 2 子 <small>(幼稚園・保新・小1等在籍)</small>			第 1 子 <small>(幼稚園・保新・小1等在籍)</small>

小 3 以上は
カウントしない。



② 生活保護世帯・市町村民税非課税世帯

同時利用かどうかにかかわらず、第 1 子以降の利用料の 2 / 3 を減免

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	小 1	小 2	小 3
例 3			第 1 子 [2/3 減]						

※カウントの
年齢制限なし。
小 3 以上も
カウントする。

③ 市町村民税所得割課税額 55,700 円未満世帯・市町村民税所得割課税額 77,101 円未満のひとり親世帯等

同時利用かどうかにかかわらず、第 1 子の利用料の 1 / 3 を減免、第 2 子以降の利用料の 2 / 3 を減免

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	小 1	小 2	小 3
例 4			第 1 子 [1/3 減]						
例 5			第 2 子 [2/3 減]						第 1 子 <small>(幼稚園・保新・小1等在籍)</small>

※カウントの
年齢制限なし。
小 3 以上も
カウントする。
(一律 2 / 3
減免)

2歳児子育て支援事業利用料減免制度について

●利用料減免の対象者

次の要件のいずれかに該当する世帯の未入園の2歳児（当該年度当初に満2歳である幼児）

【要件】

① 多子世帯

（1）幼稚園、（2）認定こども園、（3）特別支援学校幼稚部、（4）保育所、（5）事業所内保育事業所、（6）企業主導型保育事業所、（7）児童発達支援、（8）医療型児童発達支援施設、（9）居宅訪問型児童発達支援、（10）児童心理治療施設、（11）小学校第1学年～第2学年に在籍（利用）している子どもがいる世帯

② 生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯

③ 市町村民税所得割課税額 55,700 円未満世帯又は市町村民税所得割課税額 77,101 円未満のひとり親世帯等（※）

※ひとり親世帯等とは、保護者又はその世帯内の子どもが次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・配偶者のない者で現に児童を扶養している者
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- ・特別児童扶養手当、障害基礎年金の支給対象者

【次の幼児は対象外となります】

- ・市町村から教育・保育給付3号認定を受けた2歳児

（ただし、一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を実施している幼稚園において、当該事業を利用していない幼児を除く。）

●利用料の減免額

対象者の要件に応じ、以下のとおり利用料を減免する。

	第1子	第2子	第3子以降
① 多子世帯		利用料の1/3を減免	利用料の2/3を減免
② 生活保護世帯・住民税非課税世帯	利用料の2/3を減免		
③ 市町村民税所得割課税額 55,700 円未満世帯・市町村民税所得割課税額 77,101 円未満のひとり親世帯等	利用料の1/3を減免	利用料の2/3を減免	

※①多子世帯については、小学校第2学年以下の子どもを第1子とカウントし、2歳児が第2子に該当する場合は利用料の1/3を減免、第3子以降に該当する場合は利用料の2/3を減免

※③住民税所得割課税額 55,700 円未満世帯等については、2歳児が第1子に該当する場合は利用料の1/3を減免、第2子以降に該当する場合は利用料の2/3を減免

※減免額は次のとおりとする。

- ・1/3減免の場合 幼児一人当たり 月額 9,000 円
- ・2/3減免の場合 幼児一人当たり 月額 18,000 円

●減免の対象期間

対象者が、幼児教育・保育の無償化の対象となる月の前月までとする。

●提出書類

1 2歳児子育て支援事業利用料減免申請書

2 添付書類

① 多子世帯に該当する場合

(1) 添付書類なし。

(2) 申請書の申請該当事由欄に、減免対象施設・事業に在籍（利用）している小学校2年生以下の兄弟を記入してください。

② 生活保護又は市町村民税非課税世帯

(1) 生活保護の方→生活保護受給証明書の写し

(2) 非課税の方 →市町村が発行する「非課税証明書」又は「課税されていない旨の記載のある課税証明書」の原本

③ 市町村民税所得割課税額 55,700 円未満世帯又は市町村民税所得割課税額 77,101 円未満のひとり親世帯等

(1) 市町村が発行する申請年度の「市（町、村）民税・府民税特別徴収税額通知書」又は「市（町、村）民税・府民税納税通知書」の写し

(2) (1) の書類がない場合は市町村が発行する「課税証明書」の原本

(3) 市町村民税所得割課税額 77,101 円未満のひとり親世帯等に該当する方は、申請書の申請該当事由欄に、該当する項目を記入してください。

※1 共働き等で複数の収入先がある場合、収入がある方全員の書類を提出してください。

※2 課税証明書を取得する際、市町村役場の市民税を扱う窓口で「私立幼稚園の利用料減免を受けるため」「市町村民税所得割課税額が分かる証明書を」とお伝えください。（市町村によっては、課税証明書の様式が数種類ありますので、取得に際しては御注意願います。）

●申請書の提出後

幼稚園から「2歳児子育て支援事業利用料減免通知書」が送付されます。その後、利用料の減免措置が行われますので、減免措置が行われたことを確認の上、別途配付する「2歳児子育て支援事業利用料減免確認（領収）書」を速やかに幼稚園に提出してください。

●お問い合わせ

利用されている幼稚園の事務室

申請例

申請書の配布は、毎年9月に配布して、10月末日を〆切りとしています。

(第1号様式)

2歳児子育て支援事業利用料減免申請書

令和 年 月 日

私立幼稚園設置者 様

()

申請者 (利用料負担者)

住 所

氏 名

下記の幼児に係る令和 年度の2歳児子育て支援事業利用料の減免を受けたいので、申請します。

記

幼 児 氏 名

(生年月日)

【申請該当事由】

申請例

申請書の配布は、毎年9月に配布して、10月末日を〆切りとしています。

該当する事由の欄に○を記入してください。↓

事由		確認書類等				○を記入	
①	多子世帯	次欄の施設・事業名を欄しるに併せて記入してください。					
	氏名	生年月日	番	在籍(利用)中の 減免対象施設・事業名	申請年度内における 在籍(利用)期間		
		年 月 日			. . . ~ . . .		
		年 月 日			. . . ~ . . .		
		年 月 日			. . . ~ . . .		
	↑ 該当する施設の番号を次の中から選択し記入してください。						
	(1) 幼稚園 (2) 認定こども園 (3) 特別支援学校幼稚園 (4) 保育所	(5) 事業所内保育事業所 (6) 企業主導型保育事業所 (7) 児童発達支援 (8) 障害型児童発達支援施設	(9) 居宅訪問型児童発達支援 (10) 児童心理治療施設 (11) 小教第1学年~第2学年				
②	生活保護世帯	・生活保護受給証明書の写し					
	市町村民税非課税世帯	・市町村が発行する「非課税証明書」又は「課税されていない旨の記載のある課税証明書」の原本					
③	市町村民税所得割課税額55,700円未満世帯	A 市町村が発行する申請年度の「市(町、村)民税・府民税特別徴収税額通知書」又は「市(町、村)民税・府民税納税通知書」の写し B Aの書類がない場合は、市町村が発行する「課税証明書」の原本 ※世帯内の収入がある方全員の書類を提出してください。					
	市町村民税所得割課税額77,101円未満のひとり親世帯等	・上記A又はBの書類 ※世帯内の収入がある方全員の書類を提出してください。 ・ア~カのうち、該当する項目に○を記入してください。					
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ
	ひとり親	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健手帳	特別児童扶養手当	障害基礎年金	

【添付書類貼付欄】

のりしろ

令和 年度 市民税・府民税 特別徴収税額決定・変更の通知書(納税義務者用)

所得	給与収入							主たる給与以外の合算	営業	農業	他業	不動産	利子	配当	給与	雑収入	譲渡
	給与所得							所得区分									
	その他の所得計							総所得金額①									
所得控除	雑損																
	医療費																
	社会保険料																
	小規模企業共済																
	生命保険料																
	損害保険料																
	寄附金																

総所得③					
分離短期譲渡					
分離長期譲渡					
土地等の事業等					
山林所得					
株式等の譲渡					

見本①

扶養親族該当区分					本人該当区分									
控配	老配	特定	同老人	満16歳未満	その他	同障害	他障害	未成年	特障	他障	寡婦	寡夫	障害者	継続損失

市民税	定率控除前所得割額④			
	定率控除額⑤			
	所得割額⑥			
	均等割額⑦			
府民税	定率控除前所得割額④			
	定率控除額⑤			
	所得割額⑥			
	均等割額⑦			
額	特別徴収税額			
	月分			

受給者
あなたの特別徴収税額を左
京都市市税条例第32条の4
令和 年 月 日

問い合わせ先

市・府民税課税証明書

納税義務者	住所 氏名		
令和 年度 (令和 年分所得)	所得の金額 円	税額	
	収入金額 給与 公的年金等	市民税 府民税	所得割額 均等割額 年税額
所得の金額の内訳		本人該当	扶養該当
総所得(内給与)	円	特別障害者	控対配
超短期土地等	円	その他障害者	老人控対配
分離短期譲渡	円	老年人	同居老親等
分離長期譲渡	円	寡婦	老人扶養
山林	円	特別寡婦	特定扶養
退職	円	寡夫	16歳未満
株式等の譲渡	円		その他扶養
			同居特別障害
			特別障害
			その他障害
その他の事項		当欄の*印は該当する事を示します。	

見本②

上記のとおり証明します。
令和 年 月 日

利用料減免の対象となるかどうかはこの金額で判断します。

※提出いただくのは見本①～③のいずれかひとつです。
※見本③については、通知書が明細書を含め2枚以上になるときは明細書もすべてコピーしてください。
※共働き等で複数の収入先がある場合、世帯の合計額で判断しますので、収入がある方全員の書類を提出してください。

令和 年度 市民税・府民税 納税通知書(2)

課税標準額と算出所得割		算出所得割	
所得の種類	課税標準額 円	市民税 円	府民税 円
ア総所得			
イ山林・退職所得			
ウ分離短期譲渡所得			
エ分離長期譲渡所得			
オ株式等譲渡所得			
カ上場株式等の配当所得			
キ先物取引所得			
税額控除等		市民税 円	府民税 円
調整控除			
配当控除			
住宅借入金等特別税額控除			
寄附金税額控除			
外国税額控除			
調整額			

見本③

市民税・府民税の計算

	市民税 円	府民 円
①算出所得割合計(Aーキの合計)		
②税額控除額		
③配当割額又は株式等譲渡所得割額控除額		
④所得割額(①-②-③)		
⑤均等割額		
⑥計(④+⑤)		
⑦年税額(市民税+府民税)		
⑧所得割から控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額		

○減免対象者については、減免適用後の所得割額及び均等割額を記載しています。
○減免税法に基づき、年税額は市民税・府民税各々で繰越処理(100円未満切り捨て)を行います。
○配当割額又は株式等譲渡所得割額控除がある方で、算出所得割から控除することができなかった金額(上表の⑧)があるときは、当該市民税・府民税へ充当し、充当することができなかった部分の金額があるときは、当該金額を還付します。(充当した金額については、一枚目の各期別充当額を参照して下さい。)

納税者コード
区「字」番「新」氏名